

[憲法]

1 1. C自治会による本決定は、Xのように寄付をしたくないと考える者(以下、
2 「Xら」という)の「思想及び良心の自由」を侵害するものとして、憲法 19
3 条に反し違憲とならないか。

4 2. まず、特定の団体に対する寄付はその者の思想等をうかがい知ることがで
5 きる性質をもつ行為であるから、Xらには自身の金銭等をどこに寄付するか、
6 もしくは寄付しないかということ自由に決定するという意味での思想の自
7 由が 19 条により保障されている。

8 3. 次に、思想・良心の自由における「侵してはならない」という文言には、
9 思想を理由とする不利益的取扱いの禁止も含まれるところ、本決定により C
10 自治会が定めた一世帯当たり 100 円の特別会費を納入しなければ、C自治会
11 規約(以下、「C規約」という)第 6 条 3 項及び同 4 項により、総会における
12 議決権がはく奪されたり退会したとみなされたりする。

13 そのような不利益を避けるためには、Xらは自身の思想に反する寄付のため
14 の特別会費の納入をするほかに手段がない。

15 エホバの証人剣道受講拒否事件は信教の自由に関する事案ではあるものの、
16 同様の状況で信教の自由に対する間接的制約を認めていることから、本決定
17 は、Xらの寄付に関する思想を理由とする間接的な不利益的取扱いとして、
18 Xらの上記自由を間接的に制約するものである。

19 4. 違憲審査基準の厳格度は、権利の性質と制約の態様を考慮することにより
20 決定される。

21 まず、思想・良心の自由は明治憲法下において特定の思想を反国家的なも
22 のとして弾圧するという時代背景を根拠として保障されるものであり、とり
23 わけ重要な権利である。

24 そして、本決定は、上記 3 のように間接的ではあるものの、退会擬制などの
25 重い処分を用意することにより Xらの寄付に関する思想の自由に対する強大
26 な制約となっている。

27 したがって、本決定の合憲性は、①目的が必要不可欠な利益の保護にあり②
28 手段が目的達成のために必要最小限度のものであるかどうかで判断する。

29 5. まず、南九州税理士会事件では、税理士会が公益目的で設立されたことや
30 強制加入であることから、様々な思想を有する者がいることが予定されてい

1 ることを根拠に、思想の自由への制約の是非を慎重に判断している。C自治
2 会は会員相互の親睦や福祉の増進を図り、地域課題の解決などに取り組むこ
3 とで住みよい地域社会の形成に資することを目的としている(C規約4条)
4 ところ、これは公益目的である。また、本決定は20XX年の台風による豪雨
5 で家屋の浸水などの水害が発生したA市のB地区以外の多くの地域の自治
6 会や町内会へ見舞金として特別会費100円を徴収している。これは、水害と
7 いう地域課題の解決のためのものであるから「目的の範囲内」(地方自治法
8 260条の2第1項)のものであるといえる。加えて、C自治会は強制加入で
9 はないものの、未加入者にはC自治会の配布物や災害や不幸の際に協力・援
10 助を受けられないから、半強制加入の団体であるとして、上記判例に準じて、
11 Xらの思想の自由に対する制約の是非について慎重に判断すべきである。B
12 地区にある500世帯の約95%に相当する約475世帯がそれぞれ100円を納
13 入すれば、5万円弱集まることになり、水害によりケガを負った人のための
14 包帯や、食料の確保に大きく貢献できるから、本決定は、そのような人たち
15 の身体や生命の安全確保という必要不可欠な利益の保護を目的としている
16 (①)。

17 そして、本決定により集まった約5万円を利用することで、上記のように包
18 帯や食料を確保できるから、本決定はC自治会の目的達成を促進するとして、
19 手段適合性が認められる。

20 確かに、本決定により徴収される特別会費は100円と高くなく、その寄付
21 により生活がままならなくなる者がいるとは考えづらいため、100円徴収と
22 いう手段の必要最小限度性も認められそうである。

23 しかし、Xらのように思想を理由に寄付をしたくないと考える者は、寄付そ
24 のものをしたくないのであり、金額の大小は重視していないと思われる。

25 また、そのように寄付に対する嫌悪感をもつ者は多くなく、ほとんどの会員
26 は「100円程度であれば良い」と考えるであろうから、Xらのようにどうし
27 ても寄付をしたくない者は寄付をしなくてもC規約第6条3項や同4項の
28 適用を排除すると定めるというより制限的でない他の選びうる手段によっ
29 てもある程度目的を達成することはできるから、手段必要性が認められない。

30 したがって、手段の必要最小限度性が認められない(②)。

1 6. 以上より、法律家である私のもとに X が相談に来た場合、私は、上記の理
2 由により本決定が X らの思想の自由を侵害するものとして憲法 19 条に反し
3 違憲であるため、X の言う通り法的な問題があると法律家から助言された
4 C 自治会に問い合わせると良いと答える。

5

以上(約 1900 字)